

## パブリックコメント意見募集結果（報告）

案 件	第三次なばり快適環境プラン（素案）		
募集期間	平成28年10月1日から平成28年10月31日まで		
意見の件数 （意見提出者数）	25件（3人）		
意見の取扱い	修正	素案を修正するもの	3件
	既記載	既に素案に盛り込んでいるもの	5件
	参考	素案に盛り込めないが、今後の参考とするもの	10件
	その他	素案に反映できないが、意見として伺ったもの	7件

市民等の意見の概要	件数	意見に対する名張市の考え方 修正…素案のどこを修正したかわかるように 既記載、参考、その他…修正しなかった理由
<p><b>第3章 環境目標5 1まちなみ・緑と水の景観（1）緑と水の空間の形成</b>  <b>①計画的な土地利用の推進と緑空間の保全</b></p> <p>具体的な施策項目を下記のとおり修正していただきたい。</p> <p>〔元の文章〕  「<u>街路樹の適正管理</u>」</p> <p>〔修正案〕  「<u>街路樹や公園、緑地の良好な管理</u>」</p>	1	<p>【修正】</p> <p>「街路樹や公園の景観に配慮した適切な管理」と修正します。</p>
<p><b>第3章 環境目標5 1まちなみ・緑と水の景観（1）緑と水の空間の形成</b>  <b>①計画的な土地利用の推進と緑空間の保全</b></p> <p>行政の役割を下記のとおり修正していただきたい。</p> <p>〔元の文章〕  「街路樹の樹形・樹齢・樹種の調査や、街路樹による弊害（落葉や根の隆起、汚水桝・管への侵入）の調査を実施し、街路樹の本数調整（伐採）によりもたらされる効果（快適な生活環境の確保）を検討します。」</p>	1	<p>【修正】</p> <p>「街路樹の樹形・樹齢・樹種の実態調査を行う中で、街路樹による弊害（落葉や根の隆起、汚水桝や管への侵入）の調査も同時に実施し、街路樹の実態と弊害の相関関係を把握した上で、街路樹の本数調整（伐採）や植替えによる樹種の変更等により、快適な道路環境の整備に努めるとともに都市景観にも配慮した街路樹の適切な管理に努めます。」と修正します。</p>

<p>〔修正案〕</p> <p>「街路樹の樹形・樹齡・樹種の調査や、街路樹による弊害（落葉や根の隆起、汚水桝・管への侵入）の調査を実施し、弊害が出れば必要な側溝や管の清掃に努め、根の隆起、汚水升や管への根の侵入が明らかな時は、歩道の整備と共に街路樹の植え替え（根切を含む）を実施し、街路樹の保全に努めます。」</p>		
<p><b>第3章 環境目標5 1まちなみ・緑と水の景観（1）緑と水の空間の形成</b></p> <p><b>①計画的な土地利用の推進と緑空間の保全</b></p> <p>行政の役割を下記のとおり修正していただきたい。</p> <p>〔元の文章〕</p> <p>「街路樹の調査及び本数調整の効果検討に基づき、地域・路線に配慮しながら年次的に本数調整（伐採）を実施し、望ましい街路樹の適正管理を行います。」</p> <p>〔修正案〕</p> <p>「街路樹の調査に基づき、欠落している場所や大きく（太く）なりすぎた街路樹を年次計画により積極的に植え替え、市民の健康や都市景観・環境を守る事といたします。又、適切な時期に景観等を配慮した剪定を実施いたします。」</p>	1	<p>【修正】</p> <p>「街路樹の管理において、道路環境の整備の観点から歩道や車道への根の隆起、汚水桝や管への根の侵入に対して速やかに除却するとともに、都市景観に配慮した剪定など街路樹の適切な管理に努めます。」と修正します。</p>
<p><b>第3章 環境目標1 2環境教育</b></p> <p><b>（1）環境教育・環境学習の充実</b></p> <p>下記について、具体的な明示をし、実行していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・地域の環境教育システムを具体的に提示し、学校周辺の身近な自然環境の現状を地域の人達と学ぶ実践教育を実現する。</li> <li>・地域で街並みの景観を把握し、研修・教育を実施する仕組みを提示し、環境意識の向上を図る。</li> </ul>	1	<p>【既記載】</p> <p>学校、地域、事業者、行政における環境教育の推進、具体的な実践項目を記載しており、本プランに沿って取組を進めてまいります。</p>
<p><b>第3章 環境目標2 1水・大気・土壌環境</b></p> <p><b>（1）水環境の保全（2）大気環境の</b></p>	1	<p>【既記載】</p> <p>法令・条例や市と企業で締結している環境</p>

<p><b>保全</b></p> <p>水質の保全、大気汚染の問題は、名張市と企業との取り組みです。企業と名張市が、汚染対策に伴う条例を遵守する姿勢を貫くことです。</p>		<p>保全協定について記載しています。これらの基準を遵守することで、工場・事業場の環境汚染は、減少傾向にあります。環境保全協定は法令・条例に基づく画一的な規制措置では対応できない面を補うため、地域特性に応じたきめの細かい施策の実現と公害防止計画を担保するものとして、市と企業で、昭和47年から締結を開始し、現在は41企業との締結を実現しております。現在、さらに環境情勢や時代の流れに即した内容とするため、既に締結した協定書の見直し・修正を進めております。今後も、法令・条例と環境保全協定を企業と市が遵守することで、水質の保全、大気汚染の防止等に努めてまいります。</p>
<p><b>第3章 環境目標3 1自然共生</b></p> <p><b>(1) 自然環境の保全</b></p> <p>地域にある文化財・農地・山林の保全について名張市で、「誰が」「何を」「どのように」「どこまで」できるのかを明確にしないと、改善策や教育方針がたちません。「何ができるのか」を検証して計画を立て、「実践能力」をどのように調達するのかの道筋を立てなければ、課題の実現は困難です。実践可能な課題に絞り込んで取り組む姿勢を示さなければ成果は得られません。</p>	<p>1</p>	<p><b>【既記載】</b></p> <p>本プランでは、環境目標を柱として施策項目ごとに「誰が」「何を」を「市民・地域・事業者・行政の役割」として、「どのように」を「具体的な施策項目」として、「どこまで」を「具体的な指標」として記載しています。「何ができるか」「実践能力の調達」等の詳細な内容については記載をするものではありませんが、本プランに沿って進めてまいります。</p>
<p><b>第3章 環境目標4 1循環型社会</b></p> <p><b>(1) ごみの減量化と有効利用</b></p> <p>ごみの減量について、生活商品の多角化・多様化が進み、ますます困難な課題となっている。供給と消費のシステムを根本的に変える必要があります。</p>	<p>1</p>	<p><b>【既記載】</b></p> <p>温室効果ガスの排出削減に向けたライフスタイルやビジネススタイルを確立し、低炭素社会の構築を目指すことについて記載しており、本プランに沿って進めてまいります。</p>
<p><b>第3章 環境目標5 1まちなみ・緑と水の景観 (1) 緑と水の空間の形成</b></p> <p><b>① 計画的な土地利用の推進と緑空間の保全</b></p> <p>下記のとおり修正していただきたい。 〔元の文章〕</p> <p>「市域には街路樹が12,000本あり、良好な景観を形成する一方で、これまでの手法ではこれらを適切に管理していくことが困</p>	<p>1</p>	<p><b>【既記載】</b></p> <p>街路樹について、今後、管理不全となった場合の景観や通行への危惧、その対処としての効率的な維持管理手法の導入の必要性、それについての施策、市民・地域、事業者、行政の役割について本プランへ記載しております。植替、植栽や剪定といった具体的な手法については、今後の効率的な維持管理手法の中での検討とさせていただきます。</p>

<p>難で、今後管理不全となった街路樹が景観や通行の安全の支障となることが危惧されます。そうした中、現在の景観や環境に配慮しながら、街路樹総数の削減や、地域団体などと連携した維持管理など、より効率的な維持管理手法の導入が必要となっています。」</p> <p>〔修正案〕</p> <p>「市域には街路樹が12,000本あり、良好な景観を形成（文章を変更して）している為、引き続き快適環境を守る為の管理に努め、通行に支障となるような街路樹については植え替えを実施し、街路樹の欠落しているところには年次計画により植栽し、都市の景観や環境並びに通行している人の健康を守る必要があります。又、都市環境や景観を守るため、適切な時期に良好な剪定を実施する必要があります。」</p>		
<p><b>第3章 環境目標2 1水・大気・土壌環境</b>  <b>(1) 水環境の保全</b></p> <p>名張市の汚水処理費は、他市町村に比べて高額であるのに、なぜインフラ設備が進まないのか検証すべきです。市の財政が苦しい中で何を重点に環境整備をするのかを具体的に計画しなければ、市の施策は全てが「中途半端」に進み、確たる結果が生まれません。何事にも「危機感」がみられません。第三次では工業用水と大気汚染に重点を置くのか、計画の進行具合により、選択する必要があります。</p>	1	<p>【参考】</p> <p>公共下水道の整備につきましては、近年の人口減少、名張市の厳しい財政状況や市内の土地利用の状況を踏まえ、実現可能で合理的な整備手法による下水道整備に向けて、平成19年度に改訂した「名張市下水道整備マスタープラン」に基づき、計画的な整備を進めているところであり、今後も適切な時期において整備計画の検証・見直しを行いながら、市内の汚水処理施設の整備と維持管理に努めてまいります。</p>
<p><b>第3章 環境目標2 2騒音・振動・悪臭・その他の生活環境</b></p> <p>下記のとおり修正していただきたい。</p> <p>〔元の文章〕</p> <p>◆施策の基本的方向2 騒音・振動・悪臭・その他の生活環境</p> <p>〔修正案〕</p> <p>◆施策の基本的方向2 騒音・振動・悪臭・「光公害」（を挿入）・その他の生活環境</p> <p>また、（LED照明を使用した）防犯灯による光公害に関する施策項目の追加</p>	1	<p>【参考】</p> <p>LED照明を使用した防犯灯による光公害については、今後、情報収集を行ってまいります。</p>

<p><b>第3章 環境目標3 1自然共生</b></p> <p><b>(3) 自然とのふれあい</b></p> <p>景観を妨げる樹木の伐採や、展望施設や駐車スペースの整備等の香落溪の整備等について検討していただきたい。</p>	<p>2</p>	<p><b>【参考】</b></p> <p>香落溪の樹木は民間所有であり、また国定公園内でもあることから、樹木等の伐採は容易ではありません。休憩所等につきましては、紅葉谷休憩所に駐車場及び公衆トイレを整備するなど、施設整備を実施しております。</p> <p>なお、本プランへ詳細な整備内容まで記載することはできませんが、今後、これらの取組を進める際の参考とさせていただきます。</p>
<p><b>第3章 環境目標4 2低炭素社会</b></p> <p><b>(2) 再生可能エネルギーの活用</b></p> <p>太陽光パネルの設置基準を確立しなければ環境破壊・景観破壊につながります。設置基準を条例化し、自然環境破壊・景観の保護を重点に環境整備を行うべきです。</p>	<p>1</p>	<p><b>【参考】</b></p> <p>太陽光パネルの設置に伴う環境・景観への影響や適切な管理については、審議会においても議論がなされたところであります。今後の環境情勢を注視し、的確な情報の把握・収集を行い、情報の発信に努めるとともに、設置に係る指導要綱等の整備についても検討してまいります。</p>
<p><b>第3章 環境目標5</b></p> <p>下記のとおり修正していただきたい。</p> <p>環境目標5のタイトルに「健康にも配慮した」を挿入</p> <p>文中に「健康で」を挿入</p>	<p>1</p>	<p><b>【参考】</b></p> <p>本プランの柱である環境目標は、環境目標5に限定せず、すべて市民の健康に配慮することを前提としています。</p>
<p><b>第3章 環境目標5 1まちなみ・緑と水の景観 (1) 緑と水の空間の形成</b></p> <p>下記のとおり修正していただきたい。</p> <p>[元の文章]</p> <p>このように、身近な公園や緑地、河川、水路など、これらを結ぶ緑と水のネットワークを形成し、</p> <p>[修正案]</p> <p>このように、身近な公園や緑地「を街路樹で結ぶとともに」(を挿入) 河川、水路など、これらを結ぶ緑と水のネットワークを形成し、</p>	<p>1</p>	<p><b>【参考】</b></p> <p>街路樹は公園、緑地、河川、水路などを結ぶ緑と水のネットワークの手段の一つであるため、本プランでは、街路樹と限定はしていませんが、手段の一つとして、検討してまいります。</p>

<p><b>第3章 環境目標5 1まちなみ・緑と水の景観（1）緑と水の空間の形成</b>  <b>①計画的な土地利用の推進と緑空間の保全</b></p> <p>行政の役割に下記を追加していただきたい。</p> <p>「年々温暖化する環境にあつて、街路樹や公園の樹木の重要性について、自治会（区）の役員の方々及び地域の人々に、これら緑の果たす役割について健康面や都市環境及び景観などについて、会議の折りや市報などで啓発を実施いたします。」</p>	1	<p><b>【参考】</b></p> <p>名張市における「緑と水の景観」に対する取組は、各学校において緑化に対して啓発活動を行っているところですが、各まちづくり協議会においては、自治会や地域（区）を活動主体として、緑化や景観に関する活動を実施していることから、名張市としては市報、ホームページ、各種会議を通じ活動内容を披露し、情報の共有化を図ることで、その活動の交流が進み、より充実するよう検討いたします。</p>
<p><b>第3章 環境目標5 1まちなみ・緑と水の景観（1）緑と水の空間の形成</b>  <b>①計画的な土地利用の推進と緑空間の保全</b></p> <p>行政の役割に下記を追加していただきたい。</p> <p>「近年の非農地化により、名張駅桔梗が丘線の沿線の鴻之台地内から蔵持町原出地内にかけての道路に街路樹を植え、歩行者の健康を守り、都市景観と環境の向上に努める。名張駅東口や桔梗が丘駅東口の駅前広場へ高木の樹種を植え、駅前の良好な環境、景観の向上、名張のイメージアップに努める。」</p>	1	<p><b>【参考】</b></p> <p>駅前の街路樹につきましては、本プランの期間内に整備予定がないため、今回の計画に反映することはできません。しかし、今後、植栽計画を立てる機会には参考とさせていただきます。</p>
<p><b>第3章 環境目標5 2安全・防災・防犯（1）交通環境の整備</b></p> <p>安全なまちの保全について、道路の白線・分離帯の線が消えていて、いつ、事故が起こっても不思議ではありません。</p>	1	<p><b>【参考】</b></p> <p>安心・安全なまちづくりを進める中で、道路の白線（区画線）は道路交通の安全確保に対する役割は大きいことから、交通安全対策の面からも補修（塗替え）に取り組むことといたします。</p>
<p><b>全体</b></p> <p>過去の実績が見える形にするべきです。</p>	1	<p><b>【その他】</b></p> <p>過去の成果は、「第二次なばり快適環境プラン実行計画成果表」としてホームページへ掲載しており、本プランにおいても第4章「計画の推進」に記載のとおり、施策の達成状況や実施状況について毎年度集約し、公表することとしています。</p>

<p><b>全体</b></p> <p>実現不可能なプランであり、言語のマジックで理想論ばかりです。全体的に項目が多い。実現可能なプランに変えるべきです。</p> <p>「農林・農業・産業・観光・文化」の一体化した総合事業化を盛り込んだ実績を明確にするために「名張創生総合プラン」のタイトルとして「愛の交響曲（シンフォニー）」を提唱します。</p>	<p>1</p>	<p><b>【その他】</b></p> <p>本プランは、名張市快適環境基本条例に基づき、本市における快適環境の保全・創造を総合的・計画的に推進するものであり、総合計画「新・理想郷プラン」における環境分野の施策を推進し、実現するための指針となります。</p> <p>「農林・農業・産業・観光・文化」その他を盛り込んだ総合的なまちづくりの計画については、総合計画「新・理想郷プラン」に位置付けています。</p>
<p><b>第3章 環境目標5 1まちなみ・緑と水の景観（1）緑と水の空間の形成</b></p> <p><b>（2）地域の個性を活かした景観の形成</b></p> <p>農地・森林を荒廃から復旧し保全するには、気の遠くなるほどのお金がかかることを自覚せねばならず、「資本の導入・事業化・産業化・人材・ブランド化」の確保ができなければ、この事業は幻となります。</p>	<p>1</p>	<p><b>【その他】</b></p> <p>今後、本プラン及び関連施策の個別計画に沿って、農地・森林の保全の取り組みを進めてまいります。</p>
<p><b>第3章 環境目標5 1まちなみ・緑と水の景観（1）緑と水の空間の形成</b></p> <p><b>（2）地域の個性を活かした景観の形成</b></p> <p>景観を整えるだけでなく、景観を活かした産業の発掘・経済システムの見直しなど、いくつもの計画の連携がなければ成り立ちません。単独でできるものは無いはずです。</p>	<p>1</p>	<p><b>【その他】</b></p> <p>当市の計画は、総合的なまちづくりの計画として位置づけている「名張市総合計画『新・理想郷プラン』」に基づいて策定されており、本プランについても同様です。また、関係する計画・プランとの整合性を図っております。</p>
<p><b>第3章 環境目標5 1まちなみ・緑と水の景観（1）緑と水の空間の形成</b></p> <p><b>①計画的な土地利用の推進と緑空間の保全</b></p> <p>行政の役割に下記を追加していただきたい。</p> <p>「街路樹の落ち葉については、機動力のある道路清掃車などにより、落ち葉や塵芥の収集に努めます。」</p>	<p>1</p>	<p><b>【その他】</b></p> <p>道路清掃車による清掃工は、道路幅員（道幅）が十分にある道路で相当の距離を連続して施工でき、クランクや急なカーブが無いことが求められますが、名張市内の市道ではこの要件を満たす道路は少なく、また道路清掃車そのものが特殊な車両であることから、委託料そのものも高額となるので、当該項目を新規に追加することは難しいと考えます。</p>

<p><b>第3章 環境目標5 1 まちなみ・緑と水の景観（1）緑と水の空間の形成</b></p> <p><b>①計画的な土地利用の推進と緑空間の保全</b></p> <p>行政の役割に下記を追加していただきたい。</p> <p>「街路樹が欠落している場所や植栽枠には年次計画により街路樹を植え、より良い環境と景観の向上に努めます。」</p>	<p>1</p>	<p><b>【その他】</b></p> <p>街路樹が欠落している植樹枠等は、最寄りの住民の方の出入り口の付近であることが多く、生活様式の変化（車を複数台所有する等）で街路樹自体が支障になる場合も相当あることから、欠落しているところへ環境や景観が向上するといった観点から植栽することは難しいと考えます。また、植樹そのものも相当な費用・ランニングコストを必要とすることを考えると、当該項目を新規に追加することは難しいと考えます。</p>
<p><b>県への要望欄を新設</b></p> <p>永年の懸案事項である国道368号線の四車線化工事の中で、国道165号線の交差点から八幡工業団地の端までの368号線歩道に街路樹の植栽を要望します。（景観・自動車の排ガス対策緩和。）</p>	<p>1</p>	<p><b>【その他】</b></p> <p>本プランに三重県への要望欄を設けることは出来ないと考えますが、その内容を三重県の計画に反映してもらうよう要望することは可能と考えます。</p>